

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュールの概要

1. 「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール」とは、国の方針に基づき、令和2年4月より再生支援協議会に新たに創設された特別なリスケジュール制度です。
2. 本制度の対象となるのは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、以下の状況に陥っている中小企業等です。
 - ①最近1か月の売上が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している
 - ②既存の借入金の支払いや、資金繰りが厳しくなっている※一部お取扱いできない業種があります。また、対象となるのは、中小企業基本法の定義に基づく中小企業者（個人事業者含む）です。
3. 本制度で支援するのは、主に以下の内容です。
 - ①既存の借入金返済の軽減を受けることを前提として、1年間の資金繰りが持つような資金繰り計画の作成および成立（※）
 - ②金融機関から新規融資を受けることを前提として、1年間の資金繰りが持つような資金繰り計画の作成および成立（※）※計画作成には、決算書・試算表・資金繰り表などの各種資料の提出が必要です。
また、計画成立には、関係金融機関の同意が必要となります。
4. 当協議会では上記3の支援達成のため、常駐専門家等が1年間の資金繰り計画の作成を支援した上で、関係金融機関に対して支援・協力の要請を行い、資金繰り計画の成立を図ります。
ただし、関係金融機関すべての支援・協力の方針が整わないと、計画成立（支援完了）となりません（全行の同意が必要）。したがって、本制度にて支援開始となっても、必ず支援完了に至るとは限りませんので、ご理解・ご了承ください。
なお、協議会では、融資および融資のあっせん等は行っておりません。
5. 本制度は、令和3年度も継続しますが、今後、国から指示があった場合は、本制度の内容・運用・期限等が変更となることがあります。

<ご相談に来られる時のお願い>

- 相談は事前予約制です。まず、当HPに掲載している相談申込書を記入・FAX頂き、必ず事前に予約をお取りください。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以下を必ずご理解下さい。
 - ①事前予約後、相談にお越し頂く際は、マスク着用、咳エチケット、手洗い・消毒の励行にご協力をお願いします。
 - ②相談当日に体調不良の場合は、来所をお控え下さい。事前に電話でご一報頂いた上で、体調が良くなってから、改めて相談予約をお取りください。